2024年度大学評価・短期大学認証評価実務説明会（2024.4.23）

大学基準・短期大学基準、提言、評定及び判定について

公益財団法人大学基準協会

1. 基準、評価項目・評価の視点について

基準の構成（大学基準、短期大学基準共通）

1. 理念・目的
2. 内部質保証
3. 教育研究組織
4. 教育・学習
5. 学生の受け入れ
6. 教員・教員組織
7. 学生支援
8. 教育研究等環境
9. 社会連携・社会貢献
10. 大学運営・財務

基準の特徴

評価の基準、大学・短期大学にとっての指針

- 大学評価、短期大学認証評価の基準であるとともに、各校が点検・評価等において参照し、適切な水準の維持・向上を図る指針ともなるもの。

理念・目的の尊重

- 各大学・短期大学が掲げる理念・目的の実現を尊重し、それぞれ発展を遂げる上で踏まえなければならない事柄を基準化。

「基準」と「解説」による構成

- 「基準」と「解説」２つがともに大学基準、短期大学基準の内容をなす。

大綱的内容

詳説

※以下、大学基準をもとに説明します。

基準と評価項目、評価の視点

大学基準 ⟹

評価項目

評価の視点

基準の内容を、自己点検・評価及び評価者による評価の枠組みとなるように定めたもの。各項目が自己点検・評価及び評価者による評価の基本的な単位。

評価項目の内容を補完し、自己点検・評価及び評価者による評価の具体的なポイントを明らかにしたもの。

本協会があらかじめ示す視点のほか、各校独自の視点を設けて自己点検・評価することは可能。

基準２「内部質保証」―主なポイント―

- いわゆる教学マネジメントに関わる内容も明確化。

- 内部質保証を、３層（機関レベル、プログラムレベル、授業科目レベル）で考えることが１つのあり方。
  → 「学位の質保証」のためには、大学全体としての取り組みだけでなく、学部・研究科や授業科目レベルの取り組みを実質化させることが鍵。

基準２とともに、
基準４での基準の内容に注意。

- 情報公開の一環において学生の学習実態、学習上の成果に関する情報を公表する重要性を明確化。

基準２「内部質保証」

大学基準（解説）

大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。その責任において大学は、理念・目的の実現に向けて、内部質保証に恒常的・継続的に取り組まなければならない。ここでいう内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。

☞ 第1パラグラフ・・・内部質保証の基本的語義

大学併設の短大の場合、
合同の内部質保証体制でも、
短大の独自性に十分留意し、
主体性が発揮できるように。

内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織・・・を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続・・・を明示しなければならない。・・・

☞ 第2パラグラフ・・・方針、体制等の外形的要素

「責任を負う組織」＝上意下達的な集権組織？

常にそれが良いとは限らない。学部・研究科等が適切に取り組んでいくために、何が有用か考えて組織する必要あり。

基準２「内部質保証」

大学基準（解説）

内部質保証の主要な要素は、教育の企画・設計から運用、検証、改善・向上に至る教育及び学習の適切性を確保するための一連の活動である。そのなかでは、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針をまず設定するとともに、教育・学習の内容方法等の設計や運用において全学的に必要な措置をとっていくことが求められる。また、理念・目的、3つの方針等に照らした教育活動の有効性の検証と、その検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。・・・

☜ 第3パラグラフ・・・機能

「一連の活動」として内部質保証を考える必要性

「教育・学習の内容方法等の設計や運用において全学的に必要な措置をとっていくことが求められる。」

➡適切にカリキュラムを作り、学生に良い学習経験を与えること、それを全学的な努力で行っていくこと（含教学マネジメント）も、内部質保証として捉える必要性あり。

基準２「内部質保証」

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

評価の視点（抄）

・・・

- 教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例
・ 3つの方針の策定の調整・支援
・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援
・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援

・・・

教学マネジメント等に関わる視点。

「調整」…全学的な方針を示して全体を方向付けたり、学部・研究科等に指示・依頼をする等。

「支援」…統計的な情報を学部・研究科に提供したり、必要な研修・資料を提供したりする等。

基準２「内部質保証」

大学基準（解説）

大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。教育研究活動に係る情報を公表する一環において、大学は、学生の学習実態、学習上の成果に関する情報の公表を行い、社会からの理解を得るよう努めなければならない。

大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。

☜ 第6パラグラフ・・・情報公開・説明責任

「学生の学習実態、学習上の成果に関する情報」を外に示していくことは、大切なこと。

＝大学の努力を伝える必要性。

☜ 第7パラグラフ・・・内部質保証システムは、恒久不変に万全ではない。
＝内部質保証システム自体の検証と、改善の必要性。

点検・評価時の
誤解が多いので注意！

基準４「教育・学習」―主なポイント―

- 「教育・学習」＝　教員側の働きかけである「教育」ばかりでなく、
  学生の「学習」についてもより意識的に目を向ける必要性の強調。

- プログラムレベル（学部・研究科レベル）や授業科目レベルにおける自己点検・評価活動の重要性の強調。
  → 基準2「内部質保証」に連動して、基準4「教育・学習」の最終部分で必要事項を明記。

基準４「教育・学習」

大学基準（解説）

大学は、その理念・目的を実現するため、・・・

大学は、学士課程、修士課程、博士課程及び大学院の専門職学位課程のいずれの学位課程にあっても、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。・・・それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学習成果の達成のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。その開設にあたっては、学問の体系などに適合するとともに、学生が学習成果を効果的に達成できるよう、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。

大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、学習成果の達成につながるような様々な措置を講じなければならない。・・・

☜ 第1パラグラフ・・・DP、CP

☜ 第2パラグラフ・・・教育課程

「学習成果」との関係で教育課程を考え、教育実践や学生の学習活性化のための指導等を講じていく必要性。

＝ 点検・評価は、学習成果のために適切な授業内容・授業配当か、効果的な指導等ができていたかを確認しながら行うことが必要。

☜ 第3パラグラフ・・・教育方法、学習指導

基準４「教育・学習」

大学基準（解説）

大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。また、大学は、あらかじめそのための指標や方法を設定する必要がある。

☞ 第5パラグラフ・・・学習成果の把握・評価

大学は、教育課程及びその内容、方法、学生の主体的、効果的な学習のための諸措置の適切性について、定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し評価した学生の学習成果を適切に活用するとともに、学習状況等に目を向けるほか、学生の意見や外部の視点を取り入れるなど、可能な限り多角的な視点から検証し、自己点検・評価の客観性や有効性を高めていくことが重要である。

☞ 第6パラグラフ・・・プログラムレベル、授業科目レベルの点検・評価

cf. 基準2…全体的なシステムを規定。学部、研究科等が十全に取り組めるように、全学的に必要な措置を講じる必要性を規定。

基準4…実際の機能、具体的な取り組み。

基準４「教育・学習」

評価項目

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点

- 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

- 学習成果、学習状況等の情報を踏まえていくことが重要。
- 外部の視点（教育課程連携協議会等含む）、学生の意見を取り入れることは、モノローグな点検・評価にならないために重要。

点検・評価の際は、
単に「〇〇委員会がある。」「〇〇の仕組みだ。」と確認するだけでなく、
どのような運用事実があるか、
どのような改善・向上につながったか、も踏まえ適切性を
検証することが必要。

基準６「教員・教員組織」―主なポイント―

- 2022年10月の大学基準、短期大学設置基準等の改定による下記事項に対応。
  - → 基幹教員制
  - → 指導補助者
  - → 教育研究実施組織

基準６「教員・教員組織」

大学基準（解説）

大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえて、大学として求める教員像や各学部、研究科等の教員組織を編制するための方針を定め、その方針に沿って、学部、研究科等の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要かつ十分な規模の教員組織を設け、大学教育を担うにふさわしい教員を置くことによって、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていかなければならない。また、教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動の実現を図らなければならない。このほか、大学は教員の業務状況を適切に把握する必要がある。・・・

☜ 第1パラグラフ・・・教員組織の編成

「学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげ」ることが、基幹教員制の場合も、専任教員制の場合も、教員組織の適切性を考える基礎になる。

➡専任教員制、基幹教員制の各論的内容は、評価の視点で。

「役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携する」 → 専任・基幹教員の責任と、教員・職員の役割の明確化が必要。

基準６「教員・教員組織」

評価項目

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

評価の視点

- 大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
  ※具体的な例
  - 教員が担う責任の明確性。
  - 法令で必要とされる数の充足。
  - 科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
  - 各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
  - 複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性
- クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。

基準６「教員・教員組織」

- 基幹教員　＝　主要授業科目担当　or　8単位以上の授業科目担当
  ➡　各教員がこうした要件を満たしているか否かは、大学が毎年マネジメントする必要あり。

各教員の担当状況については、情報も求められている（*cf.*改正設置基準施行時の通知文書）。

- 他学部、他大学の基幹教員兼務者、他に業務を有する者については、法令の範囲内の数であること、担う責任や業務範囲が明確であること、そして実際の業務状況のエフォート管理は、大学の責任。点検・評価時も重要。

基準６「教員・教員組織」

評価項目

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

評価の視点

- 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

- 指導補助者については、教員との責任関係や指導補助者の役割を明確化し、指導計画をあらかじめ策定したうえで授業の一部を担当させることが必要。
- 資格要件はあらかじめ明確にし、十分な能力のある適任者に担わせることが必須であるほか、研修も必須。
  cf.　FDに関する評価の視点

基準の解釈・適用にあたって

- 大学基準・短期大学基準を構成する10基準は、相互に連関しあっていることに十分注意することが必要。

→ 例 基準2「内部質保証」だけでなく、基準3「教育研究組織」以降にも点検・評価と改善・向上に関する内容があるが、連関性に注意が必要。

大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。

例：基準5「学生の受け入れ」

→ 内部質保証システムの全体構造、総論に関わる基準2に対し、基準3以降のものは、領域ごとの実際の動きに関する各論としての位置づけ。

→ 仮に、例えば「内部質保証委員会」等が管掌しない領域であっても、全学的な施策決定等のプロセスにどのように組み入れられているのか等、全体との関係で各論の点検・評価をする必要あり。

2. 提言、評定、判定について

提言

特に優れた取り組み	長所のうち、一定の成果があり、かつ、先駆性や独創性、独自性が見られる、又は他の大学の参考にもなりうる要素が見られるもの。
長所	理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該大学の特色をなし、かつ、組織性や継続性・発展性が認められるもの。
改善課題	① 自ら掲げた方針に沿った活動を展開し理念・目的の実現を図っていくために改善の検討を求めるもの。 ② ①に関わらず、基礎要件の軽度の不備など大学としてふさわしい水準の確保に関わる問題として必ず改善を求めるもの。
是正勧告	① 自ら掲げた方針に沿った活動を展開し理念・目的の実現を図っていくうえで重大な問題として抜本的な改善を求めるもの。 ② ①に関わらず、基礎要件の重度の不備など大学としてふさわしい水準の確保に関わる重大な問題として必ず改善を求めるもの。

優れた取り組みについては、2段階で評価結果に記載。

改善報告が必要。

改善課題及び是正勧告は、当該大学の理念・目的、方針との関係でなされるもの。法定事項等に係る問題を指摘することに限らない。

※例：大学評価

提言―「長所」―

長所	理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該大学の特色をなし、かつ、組織性や継続性・発展性が認められるもの。

特色＝理念・目的に依存する。
→　大学は、理念・目的と関係づけて、何をしたいと考えているのか、明確に説明する必要あり。

組織性　＝　✕　属人的
大学全体としてその取組みを認識し、
情報共有等に努めているか、等も大切なこと。

継続性　＝　支援体制、財政的なバック等

発展性　＝　取組みの成果、効果を把握する仕組み等

提言―「特に優れた取り組み」―

特に優れた取り組み	長所のうち、一定の成果があり、かつ、先駆性や独創性、独自性が見られる、又は他の大学の参考にもなりうる要素が見られるもの。

成果は必須

先駆性、独創性、独自性
→　他に類した取り組みがあっても、際立った成果が上がっている等の場合、先駆性、独創性、独自性があると考えられることも。

例えば類例があり、その意味で「先駆的」でないとしても、他の参考になれば、取り上げられる可能性有。

なお、「参考」については、取り組みの表面的な内容だけでなく、支援等の体制、実施手段・プロセス等も含めた広いもの。

評定

- 大学基準・短期大学基準の10基準ごとにつけるもの。
- 評価結果に付して公開。
- 大学・短期大学の理念・目的の実現に向けた取り組みが着実にできているか否かが目安。
  → 同じ評定であっても各校で内容は異なっていること、また評定の違いは優劣の違いではないことに、注意が必要。

S	大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
A	大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
B	大学基準に照らして一定の問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	大学基準に照らして重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。

※例：大学評価

判定

適合	大学としてふさわしい水準にあり、理念・目的の実現に向けた取り組みがなされていることから、大学基準を満たしている。
不適合	重要な事項において問題があり※大学としてふさわしい水準になく、理念・目的の実現に向けた取り組みがなされていないことから、大学基準を満たしていない。

※例：大学評価

※「重要な事項における問題」：

- その問題によって、学生は学位に見合う教育を受けることができない。
- その問題によって、当該大学の教育研究活動の安定的・継続的な実施が見通せない。
- 他の重大な問題の原因となるなど、教育の質や大学・短期大学の運営等に与える影響が大きい。

◆ 詳細は、「判定の基準とその運用指針」参照。

ご清聴下さり、ありがとうございました。

本協会ではご質問を受け付けています。
質問は下記までお寄せください。

本日の説明について ☞ 企画・調査研究課　**kikaku@juaa.or.jp**

申請の相談について ☞ 評価第１課　**daigaku@juaa.or.jp** (大学)

tandai@juaa.or.jp (短期大学)

第4期機関別認証評価に関する各種情報掲載ページ